

別表

保育所入所選考指数表

区 分		細目		指 数
就 労	居宅外被雇用者又は 自営業の中心者	月20日以上又は週5日以上 の就労	1日7.5時間以上	20
			1日6時間以上	18
			1日4時間以上	15
			1日3時間以上	14
		月15日以上又は週4日以上 の就労	1日7.5時間以上	15
			1日6時間以上	13
			1日4時間以上	10
		上記以外で月60時間以上		
	居宅内被雇用者又は 自営業の協力者 (雇用主と親族関係有 りの者を含む)	月20日以上 の就労	1日7.5時間以上	18
			1日6時間以上	16
			1日4時間以上	13
			1日3時間以上	12
		月15日以上 の就労	1日7.5時間以上	13
			1日6時間以上	11
1日4時間以上			8	
上記以外で月60時間以上			7	
内職	月60時間以上		7	
出 産	産前・産後ともに8週ずつの期間		15	
病 気 ・ 負 傷	入院中		20	
	居 宅	常時病臥	入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養で常に病臥しており保育が常時困難な場合	20
		感染症疾病又は精神性疾患であって医師の診断により、保育が著しく困難な場合		18
		一般療養中	医師の診断にて安静を要すると診断され、保育が困難な場合	10
			概ね月10日以上 の通院加療を要し、保育に支障がある場合	5
障 害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者であって、保育が常時困難な場合		20	
	身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者福祉保健手帳2級を所持している者、又は要介護3の認定を受けている者であって、保育が困難な場合		10	
	身体障害者手帳4級、療育手帳C若しくは精神障害者福祉保健手帳3級を所持している者、又は要介護2・1の認定を受けている者であって、保育に支障がある場合		5	
同居親族等の介護・看護	常時病臥者・重度心身障害者(児)等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者】の常時観察、付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7.5時間以上、保育が常時困難な場合		20	
	病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合		10	
	病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月15日以上かつ1日4時間以上、保育に支障がある場合		8	
	上記以外で月60時間以上保育に支障がある場合		7	
災 害	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合		20	
就 労 予 定	居宅外被雇用者又は 自営業の中心者	月20日以上又は週5日以上 の就労	1日7.5時間以上	14
			1日4時間以上	10
			1日3時間以上	9
		月15日以上又は週4日以上 の就労	1日7.5時間以上	10
			1日4時間以上	7
			上記以外で月60時間以上	
	居宅内被雇用者又は 自営業の協力者 (雇用主と親族関係有 りの者を含む)	月20日以上又は週5日以上 の就労	1日7.5時間以上	12
			1日4時間以上	8
			1日3時間以上	7
		月15日以上又は週4日以上 の就労	1日7.5時間以上	8
1日4時間以上	5			
上記以外で月60時間以上			4	
内職	月60時間以上		4	
求 職 (起業準備含む)	求職活動、起業準備のため居宅外への外出を常態としている場合		1	
就 学	学校教育法に定める学校、就職に必要な技能習得のために職業訓練施設等に通学している場合		「就労」に準じる	
	学校教育法に定める学校、就職に必要な技能習得のために職業訓練施設等に合格し通学を予定している場合		「就労予定」に準じる	
	上記に該当しないが、学校教育法に定める学校に就学している場合又は合格し就学を予定している場合(通信教育等)		「内職」に準じる	
虐待やDVのおそれがあること	社会福祉事務所長が特に保育(保護)が必要と認める場合		適宜	
そ の 他	別居親族等の介護・ 看護 ※他にその者を介護・ 看護するものがない 場合のみ	常時病臥者・重度心身障害者(児)等【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A若しくは精神障害者福祉保健手帳1級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者】の常時観察、付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日7.5時間以上、保育が常時困難な場合		20
		病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ1日4時間以上、保育が困難な場合		10
		病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月15日以上かつ1日4時間以上、保育に支障がある場合		8
		上記以外で月60時間以上保育に支障がある場合		7
	その他	社会福祉事務所長が特に保育が必要な状態であると認める場合		適宜

【調整指数】

区 分		指 数	
保育の代替手段	子どもの同居の祖父母(利用予定年度の4月1日現在で64歳以下)のいずれかが求職活動以外の保育必要性の認定事由に該当しない場合 ※同居の祖父母は世帯が別であっても同一敷地又は同一建物(二世帯住宅等)の場合を含む	-5	
	転 園	きょうだいを利用している保育所等に転園の申込みをする場合	2
		保育所等を利用中の場合(前項目に該当する場合、又は転居により、やむを得ず転園の申込みをする場合を除く。)*※新年度4月入所を除く。	-10
世帯の状況	介護、看護を必要とする同居の親族が複数いる場合(同居親族等の介護・看護の事由のみ)	1	
	多胎児を妊娠している場合(出産等の事由のみ)	1	
	ひとり親世帯	21	
	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	1	
	母子生活支援施設入所者	5	
就労等の状況	保護者のいずれかが利用しようとする保育所等の原則的な保育時間内の勤務(昼間午前8時から午後4時までの間で4時間以上)以外の勤務を常態としている(交代制勤務を除く。)	-5	
	育児休業復帰	入所希望児童の育児休業を取得の際、育児休業給付金(又は手当金)を受給している場合で、その受給を証する公的書類がある場合	2
		上記以外	1
	保護者のいずれかが市内保育所、市内認定こども園、市内地域型保育事業に保育士又は保育教諭として勤務(予定を含む)している場合	月20日以上又は週5日以上就労で1日6時間以上	2
		月20日以上又は週5日以上就労で1日4時間以上	1
児童の状況	入所希望児童(加配保育対象児童に限る)が障害(身体障害者手帳1～4級、療育手帳A～C又は精神障害者福祉保健手帳1～3級を所持)を有している、又はそれに類する状況が認められる場合	5	
	小規模保育事業など市内地域型保育事業の卒園児童(卒園予定年度の11月以降入所を除く。) ※注釈1	2	
	きょうだいが同時に新規入所申込みをする場合	2	
	既にきょうだいを利用している保育所等に申込みをする場合 ※注釈2	2	
その他	正当な理由なく利用者負担(保育料)を納期限から3か月以上滞納している世帯(きょうだい卒園者を含む。)	-20	
	その他社会福祉事務所長が特に保育が必要と認める場合(虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合を含む)	適宜	

注釈1:卒園児が連携施設への入所を希望した場合、優先とする。

注釈2:前年度別施設を利用しており、きょうだい同一施設を新規で希望したにもかかわらず、新年度も別施設になってしまう場合については、前年度利用施設への継続を可とする。

同点の場合の優先順位	
1	当該保育所等の希望順位が高いもの
2	保護者のいずれかが、クラス担当として、市内保育所、市内認定こども園、市内地域型保育事業所に保育士又は保育教諭として勤務(予定を含む)の場合
3	希望する保育所等にきょうだいを利用している場合
4	きょうだいが同時に新規入所申込みをする場合
5	ひとり親世帯(祖父母同居なし)
6	ひとり親世帯(祖父母同居あり)
7	生活保護世帯
8	保護者のいずれかが、保育所、認定こども園、地域型保育事業所に保育士若しくは保育教諭として勤務(予定を含む)、児童クラブ支援員として勤務(予定含む)、又は幼稚園教諭として勤務(予定を含む)の場合
9	保育している就学前の子どもの多い世帯(住民票等にて確認できる同一世帯に限る。)
10	調整指数(滞納を除く。)を含まない選考指数の高い世帯
11	階層低位順(期限までに必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する)。同一階層の場合は保育料の算定に用いる課税年度の住民税の課税の基礎となる所得額(マイナスの場合は0とする。)が低い世帯を優先する。同一所得額の場合は同一世帯の収入額合計等が低い世帯を優先とする。(新年度4月入所のみ)
12	申込順(新年度4月入所の1次申し込み(10月末までの入所申し込み)を除く。)

上記によっても決まらない場合は抽選とする。